

令和8年度第2回守山市障害者施策推進協議会 議事要旨

日時：令和8年8月7日（金）13:30～15:00

場所：守山市役所 3階 31、32 会議室

【会議次第】

1. 開会

2. 議題

- (1) 「もりやま障害福祉プラン 2027」 骨子（案）について
- (2) 「もりやま障害福祉プラン 2027」 数値目標の設定に向けて

3. 閉会

配布資料

- ・ 委員名簿（次第裏面）
- ・ 「もりやま障害福祉プラン 2027」 骨子（案）について ・ ・ ・ 資料 1
- ・ 「もりやま障害福祉プラン 2027」 数値目標の設定に向けて ・ ・ ・ 資料 2

追加資料

- ・ ご意見シート（一覧）

議 事 録

1 開会

<事務局より>

- ・ 委員紹介

出席委員 12 名、欠席 1 名（植松委員）

- ・協議会の内容は公開とし、議事録は委員名を記載した要約筆記を市 HP に公開する。

2 議題

（１）「もりやま障害福祉プラン 2027」骨子（案）について

栗田会長 (以下会長)	事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(1)について説明
会長	今の説明について、ご意見等あればお願いします。
光村委員	資料 1 の基本目標 2 (2) について、「合理的配慮の推進」から「意思疎通支援の促進」へ、国の方針を反映して改定されたとのことである。基本目標 2 (4) の「意思疎通と意思決定」との関連性も非常に高いと考える。 また、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が今年度改定される。「もりやま障害福祉プラン 2024」では視覚障害および聴覚障害について記載されていたが、今回の改定では、視覚障害者および聴覚障害者に加え、知的障害者についても記述されている。障害の特性に応じて相互の意思疎通を円滑にする観点から、今回の計画には「知的障害」という文言も含まれるのか。
事務局	「もりやま障害福祉プラン 2024」では、視覚障害や聴覚障害のある方のアクセシビリティに着目した表現が多かったと認識している。今回の改定では、意思決定支援の観点も踏まえ、知的障害や重症心身障害、精神障害など、さまざまな障害のある方について、どのように本人の意思決定を支えていくかに着目した記述にしたいと考えている。その点についても、委員の皆様からご意見をいただきたい。
田中委員	追加資料 2 ページの 8 番「障害のある人の雇用状況」について、商工会議所では月に 1 回、26 事業所の議員で構成される常議員会があり、その場を利用して県や市の職員の方が、事業の説明や協力依頼をされるケースがある。障害のある方の雇用促進に向けても、こうした機会を活用し、単にチラシを配布するだけでなく、事業所に直接働きかけることで、障害者雇用に対する理解を深めていくことも一つの方法ではないか。実際に、当該会議を情報伝達の間として活用している実績もあることから、具体的な施策として今後の取組にも活かしてはどうか。
事務局	関係課だけでなく、関係団体等とも連携を図り、表現を工夫しながら啓発を進めていく。

(2) 「もりやま障害福祉プラン 2027」数値目標の設定に向けて

会長	事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(2)について説明
会長	ただ今のご説明について、ご質問、ご意見ををお願いします。
四辻委員	前回会議の資料では、障害のある方が外出された際に否定的な視線を感じる割合が、18歳以下、18歳以上のいずれにおいても高くなっているという数字が示されており、問題だと感じている。そのための取組の一つとして、学校教育の中で共に学ぶ場面をどれだけつくっていくかによって、幼い頃から、障害があってもなくても一緒に過ごせるという意識が育っていくのではないかと考えている。支援学級や特別支援学校で学びたいという方と、通常の学級で学びたい、あるいは過ごしたいという方の比率について、何かデータはあるのか。
学校教育課	学校には個別の支援計画というものがあり、その作成数をデータとして把握していることは承知している。
四辻委員	療育手帳を所持している方や発達障害の診断を受けている方のうち、「特別支援学級ではなく、通常学級で学びたい」と希望する子どもは、どの程度の割合なのか。
学校教育課	特別支援学級には在籍せず、通常学級に在籍しながら、週1回、通級指導教室で対人スキルや、その子に応じた学び方を学んでいる子どももいる。その人数については、すぐに示すことができる。一方で、当初は通常学級に在籍していたものの、成長に伴って課題や困難さが見えてきた際に、より良い環境で学ぶため、特別支援学級へ転籍する事例もある。毎年、そうした子どもについては就学支援委員会で検討し、一人ひとりの状況を丁寧に見ている。そのため、どの程度の割合になるのかについては、現時点では回答が難しい。
四辻委員	守山市に特別支援学校ができる。そこで学びたいという子どもや保護者が増えているとすれば、その理由は何なのか。年齢が上がるにつれて特性が分かり、より適切な環境で学びたいという理由で特別支援学級や特別支援学校を選択されるのであれば、通常学級の環境が適していないということなのか。特別支援学校を希望される方が、どのような理由で選択されているのか疑問に思う。
発達支援課	発達障害の診断がある子ども全てを特別支援学級とすることを、教育委員会が決めているわけではない。発達障害があっても、同級生とともに学ぶことが必要な子どもについては、通常学級を選択する場合もある。また、幼い頃に情緒障害特別支援学級に在籍していても、本人が集団の中での過ごし方を身に付けた後、通常学級に戻る場合もある。障害があるから全て

	特別支援学級ということにはなっていないのが、守山市の学校教育における取組である。特別支援学校の選択についても、保護者の希望だけで決まるものではない。生活面での困難があり、特別支援学校で手厚く見ていく必要がある子どもや、障害の程度や特性に偏りが大きい子どもも一定数いる。就学支援委員会において、一人ひとりの状況を踏まえ、特別支援学校で学ぶ必要があると判断しているものであり、保護者の希望だけで決まっているわけではない。
四辻委員	特別支援学級や特別支援学校で教育を受けている子どもは、将来、社会に出たときに、社会の中で自分らしく生きていくための力を身に付けて卒業していくという理解でよいのか。
発達支援課	一般の高校を卒業して就職したいという方や、本人の特性に合った職場で長く勤めたいという意識を持つ保護者や本人も増えてきている。義務教育修了後、それぞれがさまざまな進路を選択していると感じる。
四辻委員	そうすると、社会に出た際に否定的な視線を感じるのはなぜなのか、その要因をどのように分析しているのか気になるところである。
会長	最後の疑問点については、社会の側の意識と本人の受け止め方の両方があり、分析が難しい面もある。社会全体として少しでも差別意識をなくしていくため、この委員会においても、全体的な視点からご意見をいただければと思う。
大幡委員	成人してから否定的な視線を感じる方が非常に多いのではないかなと思う。市民の中には、障害のある方を見たときに、無意識のうちに偏見を持って接してしまう面があるのではないかな。こうした状況をなくすためには、市民に障害についての正しい知識や理解を深めてもらうことが必要である。自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとも連携し、人権学習会における障害に関する取組を確実に実施していただきたい。障害のある方にどのように接すればよいかわからないことが、否定的な視線につながる大きな要因の一つではないかなと思う。次期プランでは、障害への理解を深めるための取組を、より具体的に示していただきたい。
事務局	地域において、啓発活動や学習会を継続して実施することが重要である。プランの見直しに当たっても、その点を重視し、これまで以上に啓発を進めていく必要があると改めて認識した。
伊藤委員	国の指針に基づく数値目標として、施設入所者の地域生活への移行が毎回、最初に掲げられている。しかし、地域生活への移行を希望し、自ら意思表示できる方の多くは、既に地域へ移行されている。現在施設に入所している方の多くは、施設での生活を希望している方や、地域で生活することが難しい方である。目標を設定する際には、施設での生活を希望している方に対し、数値目標の達成を優先して地域移行を強いることがないよう

	にしていきたい。一方、現在地域で生活している方の中にも、施設への入所を強く希望している方がいる。そうした方々の希望や事情にどのように配慮するかも、大きな課題である。現状では、施設入所者数が減少するのは、入所者が亡くなられた場合や、高齢者施設などへ移られた場合が中心になると考えられる。数値目標の設定に当たっては、本人の意思や生活状況、支援の必要性を十分に踏まえ、慎重に検討していきたい。
事務局	日中活動の場と住まいの場が一体となった環境が、生活の場として望ましいと考え、入所施設を希望される方は、現在も多くいる。こうした現状を踏まえ、守山市として施設入所者数の目標をどのように設定するかについては、本人の意思決定支援と併せて丁寧に検討していきたい。
小島委員	資料 2 の 16 ページ、(6)「相談支援体制の充実・強化等」について、国の指針では「のぞまないセルフプランの解消」と示されており、大変心強く感じている。一方、資料からは、セルフプランが全体で何件あり、そのうち「のぞまないセルフプラン」が何件あるのか把握できない。今後、その解消に向けて、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を含め、どのような計画で具体的に取り組を進めていくのか伺いたい。併せて、令和 7 年度の実績値である 115 件について、専門的な指導・助言を行った結果、「のぞまないセルフプラン」が減少したことを示す数値なのか確認したい。市の取組に対し、結果として「のぞまないセルフプラン」が減少しているのかどうか、この資料からは分かりにくいと感じた。
事務局	「のぞまないセルフプラン」の解消に向けては、新規参入の事業所が増えている中、基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言を通じ、地域の相談支援事業所の支援力の向上と人材育成を進めることが一つである。併せて、地域の相談支援事業所が、困ったときに基幹相談支援センターへ相談できるという安心感を持ち、実際にサービス等利用計画の作成に取り組む相談支援専門員を増やしていく必要がある。市独自の「相談支援専門員就職支援事業補助金」も活用しながら、事業所の支援力の向上と相談支援専門員の確保を両輪として進めていかなければならない。 セルフプランの人数については把握しているが、そのうち本人がセルフプランを望んでいないのか、計画相談支援の受入枠が空くのを待っているのかなど、詳細な状況については現在整理を進めている。現時点では確定した数値を示すことができないため、数値がまとまり次第、改めて報告する。
大幡委員	資料 12 ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の再入院率、退院後 90 日の方で 10.3%、1 年以内に 25.7%、これは実際の数字なのか、国の目標値なのか。
事務局	国の目標値である。
大幡委員	国の目標値を踏まえると、地域生活への移行率は 54%をさらに上回る設定

	になると考えられる。一方で、精神障害のある方は多数おり、3 か月程度で退院しても、実際には家庭に戻って親の支援を受ける場合が多い。しかし、家族だけでは十分に支えきれず、徐々に状態が悪化して再入院するという状況を繰り返している方もいる。精神障害のある方が再入院によって生活を維持するのではなく、共生社会の中で自立して地域生活を送るための仕組みを検討する必要がある。例えば、ケアマネジャーやホームヘルパー、訪問看護などの支援を組み合わせ、入院や親の支援に過度に依存しない生活に挑戦することも必要ではないか。そのためには、医療機関、行政、本人、家族、福祉サービス事業所などの関係者によるケース会議を設け、連携して支援方針を検討することが重要である。1 年から 2 年程度の時間をかけてでも、本人の希望や状態を踏まえながら、単身での自立した地域生活を実現できるよう支援する取組が、精神障害のある方にとって必要ではないか。
事務局	日頃、障害のある方を支えている両親等の高齢化が進み、本人が将来自立して生活できるのか、不安を抱えている家庭も多いと考えている。こうした方々の地域生活をどのように支えていくかは重要なポイントであり、今後、このようなケースはますます増加すると市としても認識している。先進事例や具体的な支援事例等を研究しながら、必要な支援の在り方を検討し、取組を進めていかなければならない大きな課題であると認識している。
小島委員	資料 2 の 12 ページ(2)について、協議の場の開催回数が 2 回とあるが、これはどういうものなのか。代表者の会議が 2 回という意味なのか。
事務局	おっしゃるとおり、これは代表者会議であり、草津保健所と連携して、湖南圏域における支援体制の構築を目的に開催している。一方、個別のケース会議については、さまざまな事例に応じて、その都度、本人や家族、関係機関等が参加して開催している。そこで明らかになった課題を代表者会議等の協議の場に持ち寄り、再入院を防ぎ、地域生活を継続して支えるために必要な仕組みについて協議している。
会長	国の基本指針に示された数値について確認したい。「退院後 365 日時点の再入院率を 25.7%以内」とする目標には、退院後 90 日時点の 10.3%や 180 日時点の 17.4%が含まれているのではないか。つまり、退院後 90 日時点では 10.3%以内、180 日時点では 17.4%以内、365 日時点では 25.7%以内とする累積的な指標であるとする。退院後 1 年以内の再入院率を 25.7%以内に抑えるという理解でよいのか、確認したい。
事務局	再入院率はおそらく全体の 35%～40% ぐらいである。
会長	1 年以内の再入院率について、現状の約 30%から 25.7%以内に抑えることを目標としており、90 日以内の再入院率は、その中でもさらに低い水準

	に抑えるという趣旨であると理解した。
四辻委員	障害があることを理由に虐待を受けている子どもは、守山市にはいないか伺いたい。子育て応援室の情報では、児童虐待に関する相談件数は年々増加し、年間約 500 件に上ると聞いている。また、少年院等に入所している子どものうち、児童虐待の被害経験がある子どもや障害のある子どもが、それぞれ一定割合を占めており、両者が重複する場合もあるとの情報がある。守山市における約 500 件の相談のうち、子どもの障害が虐待の要因や背景となっているケース、保護者が「虐待してしまいそうだ」と相談したケース、または実際に虐待に至ったケースについて、市は件数や実態を把握しているのか。併せて、障害福祉部門と児童福祉部門の間で、こうしたケースに関する情報共有や連携が図られているのか伺いたい。
事務局	個別のケースについては、障害福祉課が支援に関わっている子どもとして把握している。一方、児童虐待の相談件数のうち、障害のある子どもが何人、何%を占めているかといった集計値は把握していない。
発達支援課	把握している範囲では、「障害」の対象をどこまでとするかが難しく、明確な線引きができていない。例えば、診断を受けている子どものみを数えるのか、虐待のある家庭環境で育ち、発達障害に似た様子が見られる子どもも含めるのかによって、対象人数が異なる。子どもの育てにくさが虐待のリスクを高める可能性はあると認識しているが、障害の有無を基準として人数を分類・集計することは難しいのが現状である。
田中委員	13 ページの「一般就労への移行等」について、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合を 2 割 5 分以上とする目標は、全体として見ると定着率がかなり低いことを示しているのではないかと考える。商工会議所としても、事業所から、障害のある方を採用した後のフォローが重要であると考えている。資料に記載されているとおり、採用後も本人、事業所、支援機関が連携し、職場への定着を支援することが重要である。制度の周知や利用促進にとどまらず、本人、企業、行政、支援機関の連携によって就労定着につながった先進事例や具体的な取組事例があれば、企業に参考事例として示していただきたい。具体的な事例を共有することで、企業にとって障害者雇用に取り組む際のハードルが下がり、雇用の促進にもつながると考えるため、こうした取組についてもお願いしたい。
事務局	守山市では、商工観光課において企業内の人権啓発に関する推進協議会を設置しており、商工会議所とも連携しながら、これまで複数回の研修会を実施されている。今後は、障害者雇用や職場定着に取り組む事業所の事例について情報を収集し、先進的な事業所を訪問して学ぶ取組も進めていく予定と聞いている。関係部署や商工会議所、支援機関等と連携しながら進めていきたいと考えている。

四辻委員	意見シートについて、追加で意見がある。 まず、以前の本会議において、危機管理課から示された緊急避難通報システムが音声のみであり、聴覚に障害のある方には情報が届かないのではないかと指摘した。その際、危機管理課から配慮するとの回答があったが、その後、どのような対応や改善が行われたのか伺いたい。また、先日、人権政策課が所管する人推協の総会に出席した際、手話通訳者が配置されていなかった。その理由を尋ねたところ、今後注意するとの回答であった。情報保障や合理的配慮は聴覚障害だけの問題ではないが、危機管理課、障害福祉課、人権政策課など、庁内の関係課で課題や必要な配慮が十分に共有され、連携が図られているのか不安を感じる。障害のある方への合理的配慮が庁内で共有されていれば、人推協の総会でも手話通訳などの情報保障が検討されるべきではなかったか。情報アクセシビリティの確保に向け、庁内でどのように情報を共有し、具体的な取組につなげているのか伺いたい。また、個別避難計画について、民生委員・児童委員として危機管理課と協議しているが、なかなか前に進んでいないと感じている。災害時には迅速な対応が必要であるが、これまでの災害でも、発災から一定期間が経過してなお、厳しい避難生活を余儀なくされている方がおられ、特に障害のある方への対応に強い危機感を持っている。障害のある方の個別避難計画の策定、福祉避難所の確保や運営体制、避難支援に必要な情報の共有について、現在どのような取組を進めているのか。また、今後どのように実効性のある体制を整備していくのか伺いたい。
事務局	委員から出された意見については危機管理課と共有し、今後の対応と一緒に検討している。情報の発信・伝達については、携帯電話の普及状況なども踏まえ、さまざまな方法を工夫しているが、聴覚障害のある方が実際に感じている困りごとを把握しながら進める必要があると認識しており、庁内でも協議している。また、災害時に福祉避難所をどのように運用するかについても、喫緊の課題として検討している。現在、複数の福祉避難所を指定しているが、実際の災害時の運用を具体的に想定し、熊本の状況なども踏まえながら体制を考えていく必要がある。人推協総会に手話通訳者が配置されていなかったことについては、すぐ庁内で共有がなされたので、密に連携し、合理的配慮や情報保障の確保に取り組む必要があると認識している。
四辻委員	これは聴覚障害だけの問題ではなく、あらゆる障害のある方への配慮として検討する必要がある。市役所の組織は担当課ごとに分かれているが、市民の生活は分野ごとに分けられるものではないため、庁内の横断的な連携が非常に重要である。個別避難計画については、自治会等が果たす役割も大きいと考える。取組がなかなか進まないことに歯がゆさを感じており、

	災害はいつ発生するか分からないため、関係課や自治会等が連携し、一刻も早く実効性のある体制を整えていただきたい。
中川委員	個別避難計画や災害時の支援は、自治会だけで担う問題ではなく、市民一人ひとりが自分事として考える必要がある。特に、災害時に支援を必要とする方を地域全体で助けるという意識を持つことが重要である。守山市では、これまで大規模な災害による断水や停電、崖崩れなどを経験する機会が少なかったことから、市民の危機意識が十分に高まっていない面もあるのではないかと。南海トラフ地震の発生が危惧されている中でも、大災害を現実の問題として捉え切れず、「そのうち何とかなる」と考えている方も少なくないと思う。そのため、まずは市民一人ひとりの防災意識を変えていく必要がある。自治会だけがやるのではなく、市、自治会、地域住民、関係団体がそれぞれの役割を果たし、協力して取組を進めていきたい。
会長	「もりやま障害福祉プラン 2027」の骨子（案）基本目標 1（1）「相互理解の促進および心のバリアフリー化の推進」は一番大事なので一番初めてと言われていた。相互理解には、障害のある方と直接会い、話を聞く機会を設けることが効果的である。災害と同様、経験しなければ分からないことがあるため、当事者と直接交流する場を設けることが理解への近道ではないかと。また、本委員会では障害のある方が抱える課題を把握し、改善していくことが重要である一方、障害のある方が社会や周囲にもたらすプラスの面にも目を向ける必要がある。以前、知的障害のある方が働く施設を調査した際には、職場の雰囲気や穏やかになる、職員や利用者が温かい気持ちになるなど、専門職とは異なる強みや効果があり、調査結果にも表れていた。障害者雇用についても、課題や負担だけでなく、職場環境や働き方に好ましい変化をもたらす事例を企業等に示すことで、より前向きな取組につながると考える。 パラスポーツの発展が示すように、障害のある方の強みや可能性を伸ばすことで、その活躍が社会全体にいい影響を与える。マイナスを改善する視点に加え、プラスの価値を見だし、広く発信する視点を計画に盛り込むことが、守山市の先進的な取組につながるのではないかと。

<事務局>

次回障害者施策推進協議会は令和 8 年 11 月上旬を予定している。

閉会